

墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第 8 0 号

墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和48年墨田区規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,604,000円」を「3,661,000円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第1項の規定は、令和7年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。